

デイサービスセンター新生園

重要事項説明書(通所介護・第1号通所事業サービス)

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて、当時業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

法人名称	社会福祉法人 葵新生会
法人種別	社会福祉法人
代表者名	新谷 正子
事務所所在地	広島県東広島市八本松町原11171番地の1
法人連絡先	(082)429-0350
ホームページアドレス	http://www.aoikai.jp/shinseien
法人設立年月日	昭和50年8月27日

2 ご利用事業所

事業所名称	デイサービスセンター新生園
指定番号	広島県 第3472500382号
事業所所在地	広島県東広島市八本松町原11171番地の1
開設年月日	平成12年4月1日
管理者氏名	政本 健
電話番号	(082)429-0429
通常事業の実施区域	東広島市(但し 福富町、豊栄町、河内町、安芸津町を除く)区域
実施している そのほかの事業	居宅介護支援事業所:広島県第3472500044号 短期入所生活介護事業所:広島県第3472500457号

3 ご利用事業所の設備概要

建物の構造	木造板張瓦葺平屋建て
延べ床面積	906.55㎡
利用定員	月曜日～金曜日:55名 土曜日:40名(第1号通所事業定員含む)
設備	デイルーム 機能訓練室 相談室 浴室 脱衣室 静養室 厨房

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態区分等に認定されたご利用者様が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者様ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営方針	1.施設は、ご利用者様の処遇に関する計画に基づいて、ご利用者様が可能な限り居宅における生活を営むことを念頭において、ご利用者様の要介護状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、状態に応じて、適切な機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
	2.施設は、ご利用者様の人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。
	3.施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域、家庭の結びつきを重視した運営を行い市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療福祉サービス、または関係機関との密接な連携に努めるものとします。
	4.ご利用者様が伸びやかに生活できる環境づくり、開かれた施設として地域の人たちに施設を開放します。

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～金曜日：午前9時15分～午後4時30分
	土曜日：午前9時30分～午後4時00分

6 ご利用事業所の職員体制

管理者氏名	政本 健
-------	------

職	職務内容	員数	
管理者	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い、その他業務の管理を行います。 ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を生活相談員等と協力して作成します。 また、サービス実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	1人	専従 1 名
生活 相談員	ご利用者様がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び介護に関する相談及び援助などを行います。 各ご利用者様について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行います。	3人	専従 1 名 兼務 2 名
看護 職員	サービス提供の前後及び提供中のご利用者様の心身の状況等の把握を行います。 ご利用者様の静養のための必要な措置を行います。 ご利用者様の病状が急変した場合等に、ご利用者様の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	4人	常勤兼務 3 名 非常勤専従 1 名
介護 職員	通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護を行います。	17人	常勤専従 6 名 非常勤専従 6 名 常勤兼務 5 名

機能訓練 指導員	通所介護計画に基づき、そのご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	4人	常勤専従 1 名 常勤兼務 3 名
管理 栄養士	栄養改善サービスを行います。	1人	非常勤専従 1 名

7 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成 (全てのご利用者様について作成します)		ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 通所介護計画の作成に当たっては、その内容についてご利用者様又はそのご家族様に対して説明し、ご利用者様の同意を得ます。 通所介護計画の内容について、ご利用者様の同意を得たときは、通所介護計画書をご利用者様に交付します。 それぞれのご利用者様について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 ①送迎車に乗車中は運転者の指示に従い、安全な乗車に努めます。②ほかの利用者状況により運行時間が遅延する場合があります。③運行時刻はデイサービスへの送迎の為に設定されたものであり、時間の若干のずれはあります。④乗車中はシートベルトを着用するなど安全な乗車に努めます。⑤乗車中はシートベルトを着用するなど安全な乗車に努めます。
日常生活上の世話	食事介助	食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食等状態に応じた提供を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	健康チェック	朝夕のバイタルチェックと適時様子観察にて、体調の不良をいち早く察知します。介助が必要なご利用者様に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

機能訓練	ご利用者様の状態や能力、希望等に応じて機能訓練指導員が専門的知識に基づき、 ・食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練 ・器械・器具等を使用した訓練 ・集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを行います。
レクリエーション	楽しみながら運動していただけるレクリエーションを提供します。
認知症への対応	認知症のご利用者様が安心して利用できるよう個別対応します。
相談・生活指導	ご利用者様のニーズに合わせて、個々の不安等の相談から、在宅生活維持のための生活指導などを実施します。
その他	ご利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。（実費の場合あります。）
	必要に応じて 適時相談に対応致します。尚、原則同性での介護をこころがけておりますが、場合に応じ、異性での介護を提供することをご了承下さい。

（２）通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8 利用料

（１）介護保険の適用を受けるサービス（保険給付部分の自己負担割合に応じた金額）

- ① 通所介護サービス 別紙参照

（２）介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス

利用料はご利用者様の全額自己負担となります。

(3) その他の費用(全額自己負担)

- ① 交通費 通常事業の実施区域外 1kmにつき20円
- ② 食費 750円
- ③ おむつ代 1枚 100円
- ④ 行事代 必要に応じて 自費
- ⑤ 複写物の交付 1枚10円
- ⑥ 写真代 1枚30円
- ⑦ 銀行引き落とし手数料 150円(税抜)

(4) キャンセル料

当日キャンセルされた場合に限り食事代として700円を請求させていただきます。

* 連絡を頂いた際に、説明等させていただきます。

(5) 支払方法

① ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料金・ご利用様負担額及び費用の額は、利用月毎の合計金額により請求致します。
② お支払い方法等	利用料金・費用については1ヵ月ごとに計算し請求致しますので、翌日27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
	ア 下記指定口座への自動引落支払い
	イ 下記指定口座への振り込み
	広島銀行八本松支店 普通口座 328400
	アオイシンセイカイリジチョウ シンタニマサコ 葵新生会理事長 新谷正子

9 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) ご利用者様に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、ご利用者様及びご家族様の意向を踏まえて、指定通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、ご利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、ご利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 政本 健
-------------	----------

11 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。緊急やむをえず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急をやむを得なかった理由の記録を行います。

切迫性	直ちに身体拘束を行わなければ本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者様ご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様ご家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）
使用目的と範囲について	①事業者は利用開始・終了時における資料並びに連絡調整 ②ご利用者様の通所介護計画の立案、円滑にサービス提供するための各種のサービス提供会議 ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体その他の社会福祉団体等の連絡調整 ④上記に関わらず、緊急を要する場合の連絡 ⑤広報誌・施設外の行事などによる、写真・個人名の掲示 ⑥当事業所職員、協力病院、担当介護支援専門員、サービス事業所職員、その他、ご利用者様が円滑に生活を続けるため必要な関係者

13 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

協力医療機関	医療機関名称	医療法人社団葵会 八本松病院
	院長名	重藤 紀和
	所在地	東広島市八本松東3丁目9番地30
	電話番号	082-420-1230
	診療科	内科、小児科、外科、整形外科、呼吸器内科、皮膚科、リハビリテーション科、眼科、アレルギー科、消化器内科、循環器内科、泌尿器科
	救急指定の有無	あり

緊急 連絡先	連絡先1	氏名(利用者との続柄)	(続柄)
		住所	
		TEL	
	連絡先2	氏名(利用者との続柄)	(続柄)
		住所	
		TEL	
	主治医	医療機関/氏名	医療機関 /氏名
		TEL	

14 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、ご利用者様ご家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

* 事業所内の日常生活において無理のない範囲でご利用者様に身の回りのことを行っていただくことによって、生活の質を高めるよう努めています。事業所内ではできるだけ、ご利用者様に合わせた生活が送れるように手すり等を整備し、専門の職員による状況の把握、訓練内容の立案などを行っており、ご利用者様がご自身で行動される際には、看護・介護職員などで見守りを行っています。しかし、歩行中のつまずきなど、不意にバランスを崩し転倒する可能性も考えられます。私共は、事業所内の事故に細心の注意を払っていますが、転倒などの偶発的な事故は防ぎきれないことと、必ずしも責任を負えないこともあることをご承知頂きますようお願い申し上げます。

15 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しをご利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 サービス提供の記録

- (1) 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。(避難訓練実施時期:3月、9月)

19 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定通所介護事業所において感染症が発生しないよう、又はまん延しないように必要な措置を講じます。また、感染症の予防及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等取り組みます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

20 ハラスメント

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。ご利用者、ご家族または身元保証人等から、事業所及びサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を中止もしくは契約を解除等の措置を講じます。

21 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。また、事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じ計画の変更を行います。

22 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情受付担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情受付担当者（対応者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

ご利用者ご相談窓口	苦情解決責任者	管理者 政本 健	
	苦情受付担当者	生活相談員 岡本 珠美	
	受付時間	午前8時30分～午後5時30分	
		TEL	082-429-0429
	第三者委員	増田 多美恵	東広島市西条町上三永730-1
		TEL	082-246-0154
		池田 雅博	三原市大和町棕梨2369
		TEL	0847-34-1224
	ご利用方法	面接場所	デイサービスセンター新生園 もしくは、ご利用者自宅
		書面受付	苦情箱 デイサービスセンター新生園 受付カウンター

東広島市役所（健康福祉部介護保険課）	
所在地	東広島市西条栄町8番29号
TEL	082-420-0937
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分

広島県国民健康保険団体連合会	
所在地	広島市中区東白島町19番49 国保会館
TEL	082-554-0783
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分

23 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	-
実施した評価機関の名称	-
評価結果の開示状況	-

24 確認事項、重要事項について

確認事項

広報掲載	可 否	原爆手帳	有 無	生活保護	有 無
------	-----	------	-----	------	-----

重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

指定通所介護サービスの開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者	法人所在地	広島県東広島市八本松町原11171-1
	事業所名	デイサービスセンター新生園（指定番号 34725000382）
	管理者名	政本 健
	説明者氏名	印

契約書及び本書面により、事業者から重要事項説明を受け同意しました。

ご利用者様	住 所	
	氏 名	印

本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者	住 所	
	氏 名	印 続柄等